令和７年度第３回白井市指定管理者選定審査会　会議録（概要）

１．　開催日時　令和７年８月２６日（火）午後１時３０分から午後５時００分
２．　開催場所　白井市役所本庁舎４階大委員会室
３．　出 席 者　寺島会長　大道副会長　落合委員　三浦委員　中世委員　嶋田委員
４．　欠 席 者　なし
５．　事 務 局　高齢者福祉課　奥村課長　安岡係長　三好主任主事
　　生涯学習課　西口課長　三橋主査補
　　障害福祉課　石田課長　浅見主任主事
　　公共施設マネジメント課　片桐課長　八木主査　佐藤主任主事
６．　申請団体　社会福祉法人白井市社会福祉協議会（４名）
７．　傍 聴 者　なし（非公開）
８．　議　　題　議題１　しろい市民まちづくりサポートセンターの指定管理者の候補者の選定に係る答申について
　　議題２　白井市福祉センターの指定管理者の候補者の選定及び答申について
９．　議　　事

●事務局
--- 審査会の説明 ---

●会長
--- 会長挨拶 ---

●事務局
--- 配布資料の確認、事務局の紹介、挨拶 ---

●会長
それでは、お手元の次第により、議題に入りたいと思います。
初めに、議題１、しろい市民まちづくりサポートセンターの選定に係る答申について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局
それでは、議題１、しろい市民まちづくりサポートセンターの選定に係る答申について説明いたします。お手元の資料１を御覧ください。
こちらは、指定管理者の候補者の選定のフォーマットに、前回の審議結果と提案してい

ただいた選定理由を加えて製作したものです。

１枚目、表紙については、市の答申書の様式となっております。

続きまして、１枚めくっていただきまして２枚目。こちらも、今までの定型的な表現となっておりますが、本文の２段落目ですかね、審査の結果のところなのですが、サービス等の評価点数が、最低評価基準点、今回は５点掛ける審査項目12項目掛ける委員の方６名で、360点を上回っていること。

さらに、審査項目としては、12番になりますが、団体の経営状況について、Ｂの平均点が最低基準点である５点以上、つまり今回は６人の委員で選定していることから、30点以上であることが条件となりますが、44点であり、条件を満たしていることを記述しております。

この２点について記述した上で、労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団を指定管理者の候補者として答申することとしています。

続きまして、３枚目を御覧ください。こちらの点数につきましては、事務局で、前回提出いただいた審査結果を入力し、確認しております。

上段の主な選定理由を御覧ください。

選定理由の１点目として、市民団体の支援に特化した自主事業が多く提案されており、より施設の目的に沿った運営が期待できること。

２点目は、市内の他施設の指定管理者であり、施設間の連携による相乗効果が期待できること。また、他自治体の類似施設の運営実績があることから、さらなる市民サービスの向上が望めること。

３点目は、組織としての財務状況が健全であり、持続的な事業の継続が期待できること。

以上が、委員の皆様に前回、御提案いただいた選定理由となります。

答申案について、説明を終了いたします。答申案の決定をお願いいたします。決定いただいた後は、例年どおり文書で市長に答申を行います。

以上となります。

●会長

それでは、委員の皆様で事務局が作成した答申案について、修正や内容を確認したい箇所がありましたら、質問をお願いいたします。質問は、挙手の上で、指名された後にお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですかね。

では、以上の結果を基に、答申として決定したいと思います。お願いします。

●事務局

ありがとうございました。本日付で答申いただくことといたします。

●会長

それでは、続きまして議題２です。白井市福祉センターの指定管理者の候補者の選定及び答申について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

--- 審査票（資料２）の説明 ---

次に、基本となる審査票と今回の審査票（案）の変更点について、御説明させていただきます。

まず、類似施設の運営実績の項目と市内での市民活動実績と、その活用についての項目、５点満点の２項目を今回除外しております。

類似施設の運営実績については、福祉作業所を含む複合施設であり、類似施設があまりない施設であると判断し、類似施設の運営実績は、今回審査項目から除外しております。

市内での市民活動実績と、その活用についてですが、この審査項目は、コミュニティ施設に対する審査項目のため、除外しております。

説明は以上となります。審査票の決定について、御審議お願いいたします。

●会長

それでは、委員の皆様で審査票について、事務局に内容を確認したい箇所などありましたら質問をお願いいたします。

●会長

では、問題ないようですので、以上で審査票を決定することとしたいと思います。

では、事務局から審査票の配付のほう、お願いいたします。

●事務局

--- 審査票の配布 ---

●会長

事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

それでは、具体的に白井市福祉センターの指定管理者の候補者の選定に関する審査について説明をいたします。冒頭で紹介させていただきましたが、白井市福祉センターの所管課になります高齢者福祉課より、本日審査する施設がどのような施設なのか、その施設の設置目的と概要について、指定管理者を募集するに当たり、市がどのような募集をかけ、どのような団体から申請があったか、応募資格や提出書類に不備はなかったのかについて説明をしていただきます。

●高齢者福祉課

それでは、白井市福祉センターの施設の概要、募集の状況等について御説明をさせていただきます。

資料の白井市福祉センター指定管理者募集要項のほうを御用意ください。

初めに、この白井市福祉センターという名称についてですが、本施設は、同じ一つの建

物の中に白井市老人福祉センター、白井市青少年女性センター、白井市福祉作業所という三つの施設が入っている複合施設になります。この３施設が入っている建物を総称して白井市福祉センターと呼んでおります。したがいまして、通称名という形になります。

この三つの施設、老人福祉センターと青少年女性センター、白井市福祉作業所につきましては、それぞれ設置管理条例がありまして、条例により、名称を初めとしまして、業務内容等が定められております。

また、今回の指定管理者の募集につきましては、前回の更新までは非公募としていたところですが、非公募として１社指名という形としておりましたが、市が定めております公の施設の指定管理者制度導入に関する指針に基づきまして、今回からは原則どおりの公募としております。

それでは、募集要項の１ページを御覧ください。

１番、施設の目的について御説明いたします。本施設は、青少年の健全育成や女性の社会活動、高齢者や障害者などの福祉活動の拠点としての役割を担っており、市民が各施設を有効に活用し、世代間の交流や連携を図ることにより、生活の向上、福祉の増進、社会教育の振興を高めることを目的に、３施設を設置しております。

次に、２の施設の概要ですが、所在地は白井市清戸766番地の１になります。船橋カントリークラブという施設があるのですが、そちらの建物の前に位置しております。

概要は、敷地面積は7,889.62平方メートル。建物の構造は鉄筋コンクリート造２階建て。建築面積、延べ床面積は記載のとおりになります。建築年月日は平成元年の４月となります。

なお、本施設につきましては、建設時から37年が経過しておりまして、市が策定した公共施設個別施設計画では、令和11年度に長寿命化計画を予定されております。

長寿命化工事につきましては、公共施設に必要な機能の検討などを含めまして、今、関係課と協議を進めているところでありまして、工事内容等については決まっていないため、現実点では、お示しはできませんが、工事期間中については、原則施設は閉鎖し、指定管理者は置かないような形になる予定です。

続きまして、（４）の施設の内容につきましては記載のとおりになりますが、主に１階部分が事務室と、あと、老人福祉センターと福祉作業所の部分になっておりまして、２階が青少年女性センターとなっております。

その下の米印のところですが、近隣の桜台センターのほうが、再来年の令和９年度に、先ほどの長寿命化工事を実施する予定がありまして、その工事期間中は閉鎖となりますので、その代替施設としての一部、この福祉センターのほうの使用をする予定となっております。

14ページを御覧ください。

（５）共通事項の③のところになりますが、桜台センターが工事により使用できない期

間は、１階の健康相談室を桜台地区の地区社会福祉協議会の活動拠点として使用しまして、１階の娯楽室と２階の研修室、または会議室を桜台センターの児童館の代替施設として使用することとしております。

次、戻っていただきまして、３ページを御覧ください。

３、施設の管理運営方法ですが、基本方針は、創意工夫に基づいた管理運営により福祉センターの機能拡充を図り、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の縮減を図り、効率的な運営管理を行うものとしております。

続きまして、４ページを御覧ください。

５、指定の期間ですが、指定管理の期間につきましては、令和８年４月１日から令和11年３月31日までの３年間としております。指定管理の期間は原則５年間になりますが、先ほどの令和11年度に予定されている長寿命化工事の期間にかぶらないように、指定管理期間については、令和10年度までの３年間としているところです。

続きまして、６、経費に関する事項になりますが、３年間の指定管理見込額は、税込みで１億4,269万となっております。また、年度ごとの見込額につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、７、応募の資格ということで、国税または地方税を滞納している法人など、７項目の制限事項を設けております。

続きまして、業務の範囲について御説明いたします。ページがまた飛びまして、13ページを御覧ください。

２、業務の仕様についてです。１、利用条件等ということで、各施設の開館時間、休館日、利用者、利用料金、利用の制限について記載しております。

次に、15ページを御覧ください。

２の指定管理者が行う業務についてですが、業務の範囲につきましては、主に施設の運営に関する業務、施設の管理に関する業務及び、その他の業務としております。具体的な業務につきましては、16ページから20ページまでにかけて施設の運営に関する業務内容を記載しており、各施設の設置管理条例や関係法令に基づく業務となっております。

続きまして、21ページ、22ページを御覧ください。

５、施設の管理に関する業務と、６、その他の業務です。それぞれ具体的な業務を記載しております。

次に、資料の６ページになります。

８番の指定管理者の募集及び選定スケジュールを御覧ください。まず、説明会を７月９日に開催しましたところ、２事業者が出席がありました。その後、申請書の受付を７月24日から８月１日まで行いまして、説明会に出席した２事業者のうち、１者、社会福祉法人白井市社会福祉協議会からの提出がありました。

申請書の受付に当たりまして、応募者の資格要件を満たしていること、申請に必要な書

類が全てそろっていることを確認しております。

以上のことから、申請のありました社会福祉法人白井市社会福祉協議会について、指定管理者の選定を受けるに当たりまして、白井市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第12条、白井市青少年女性センターの設置及び管理に関する条例第12条及び白井市福祉作業所の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、指定管理者選定委員会の皆様の御意見をお伺いしたいので、審査のほうお願いいたします。よろしくお願いします。

●会長

ただいまの説明について、委員の皆様から御質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

では、お願いします。

●○○委員

公募をしたのだけれども、１団体しか応募がなかったというこの現状を各御担当でどういうふうに受け止められたのか。

本来、入札ですから、２者、３者、２団体、３団体が応募してきて、その中からよろしくお願いしますというのが何となく一般的。１者だけ入札ということは、基本的には随意契約でしかないものですから、公募をしておいて、１者しか応募がない、この状態を各課の方は、どのように受け止めておられるのか。

例えば、公募の仕方が悪いとか、ＰＲが足りなかったとか、あまり魅力のない仕事なのかと、本当に。それとも、やたら既存の団体さんとの、新しく参入するのはハードルが高そうだというふうに、説明会の受けた団体が思われちゃったのかとか、いろいろな理由があるかと思うのですが、その辺は、各課、特に公共マネジメント課さんとしては、窓口になっておられますけれども、どういうふうに受け止められているのかというのをそれぞれ伺いたいと。

●公共施設マネジメント課

指定管理全体として、今のような御指摘というのは検討していかなければいけない内容だとは思うのですけれども、今回のこの応募に際しましては、かなり特殊な複合施設になっているということが一つのハードルになっていると。

あと今回、２者、説明会に来て、１者、辞退したというところは、会社が検討した結果、そこの会社のマンパワー的な問題であったというふうに聞いております。

以上です。

●高齢者福祉課

今、公共施設マネジメント課が言ったように、この３施設というもの、複合施設ということで、老人福祉センターですとか青少年女性センターというのは、そのほかの施設とかでも指定管理者をやられている事業者さんは多くいらっしゃると思うのですけれども、

福祉作業所なども、併せて指定管理を行うというのは、ハードルが高かったのかなというような印象があります。

今回、これまでは１者指定でやっておりましたので、当たり前のように社会福祉協議会さんのほうでやっていただいたところなのですけれども、公募ということでしましたので、できれば多くの方が手を挙げていただけたらと思っております。

●会長

今の回答でいかがでしょうか。

●○○委員

今言われた特殊な老人福祉センターだとか作業所というのが一緒になっているから、複合施設だから、それが理由で、ほかの団体さんがなかなか応募しづらいということであれば、今後も、そういうことになってしまいますよね。

１者いればいいという考え方もあるし。そしたら随意契約にしてしまえばいいのではないですかと思って。そういう難しい施設であればですよ。というふうに、何で公募にしたのかも分からないし、その辺を追加で説明いただければありがたいです。

●会長

では、御回答をお願いします。

●障害福祉課

障害福祉課のほうからも少し、似たような回答になってしまうのですけれども、今回のほうの複合施設、３施設が複合的であるというところの関係が一つと、あとは今回、桜台センターの大規模改修のほうで、一部分を桜台センターの機能として生かすということも仕様にあったということと。あとは、大規模改修の関係で、通常ですと５年間であるものが３年間の指定管理の募集であったというところ。かなり、いろいろ複合的なものがあったのかなというふうに思います。

先ほど公共施設マネジメント課のほうからも説明がありましたように、説明会に来たのだけれども、やはりマンパワー的なところが難しいかなというふうに思ったというところで話を伺っていますので、そういったところもあったので、次期以降、もし５年間の指定管理の通常どおりで行くというところであるならば、もしかすると手を挙げていただける方が、もう少し増えるのではないかとも思っているところです。

●会長

御質問の意図としては、どちらかというと、今回の案件というよりは、もっと、この指定管理者でお任せしている施設一般で、かなり多くの施設で応募者が１者しかないという状況があることに対して、いいのかいう御趣旨だと思うのです。

●○○委員

今回のは、確かに福祉作業所と複合というようなところで、かなり特殊というのがあるので、もしかしたら仕方ないかもしれないですけれども、そうではない一般的な、いわゆ

る公民館みたいなところをお任せしているのに、１者しかない、応募者がないというようなところについては、どのようにお考えですか。

●公共施設マネジメント課

そこに関しましては、白井市独自での分析というのは行っていない状況なのですが、今年度、研修等を受ける中で、指定管理者制度全般の課題というようなところもあろうかと考えております。

あとは、白井市の特徴としては、一つ、コミュニティセンターを市民団体に限定しているというようなところも、手が挙がる数としては、少なくなっているところかなとは考えておりますが、今後、そういったところの分析に関しては、他市の状況などふまえ、それが白井市独自の問題なのか、全般的な問題なのかというところをしっかりと捉えて検討していく必要があるかなと考えております。

●会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか、今の回答で。

●○○委員

公募のときに市民団体に限定していると言われましたが、今駅前センターは市民団体ではないですよね。今年から運営している日本メックスは市民団体ではないです。

●事務局

駅前センターのほうは、応募者が２者、来ていて、既存の団体さんから新しいところに去年、変わっております。

あと、ほかの公民館でなくて、コミュニティ施設と言われている白井コミュニティセンターですとか、西白井コミュニティプラザとかは、市内限定にしている関係で、既存の団体が当初１者だったところは、市内限定にしていることが、ほかが入りづらい要因なのかなというふうに思っているのですけれども、そこについては、庁内全体でのまだ調整が取れていないので、その要件を外すかどうかというのは、今後の検討になってくるかなとは思っております。

あと、公民センターとかもコミュニティ施設なので、１者だけだったですね、去年。

●○○委員

公民センターは、今年、変わりましたよね。去年から。

●事務局

公民センターは１回、指定管理をやっていて、一度やめて直営に戻って、市の職員でやっていたのですよ。それから、指定管理者に変えるというので応募したのですけれども、そのときは市内限定という枠組みだったので、１者の応募だったという経緯です。１回、直営に戻しています。

●○○委員

市民団体に限定しているところもあれば、そうじゃなく、制限を外しているところもあるので、制度として、そこを一貫したほうがいいのか、施設の特性ごとに分けたほうがいいのか考えたほうがいい。

特に、市民団体に限定するというのも、市内の企業というか、団体を育てるというような観点から重要だと思うが、その場合は、現状１社しかやっていなくて、市民団体を新しく育てるようなことを考えていかないといけないのではないか。

だから、その辺は、施設とか制度上の狙いがどこにあって、どうしたいというときに、何が課題になっていて、どうすれば、それが解決できるのかというのを結構分解して考えていかないといけないと思うのですね。

だから、先ほど市民団体に限定しているから、応募が１者しかないというような話をしていましたけれども、それは、まだ分からないわけですよ。前、たしか、どこか忘れちゃいましたけれども、市民団体、市内の団体に限定するというのをなくしてみたけれども、応募が１者しかないというのが、たしかあったと思うので。そういうのもあると考えると、結局、市内に限定しているということは、実は別にネックではなかったということになるので。

そうなったときに、何がネックなのかですよね。公募に気づいてもらえていないのか、気づいてはいるけれども、魅力がないから応募されていないのか。あるいは、事業内容について勘違いされているのかとかというところを分解して考えていかないと改善はしていかないとは思います。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

●○○委員

４ページの部分、予算に対して実績が合っているのか。合っていないけれども、収支を数字上合わせてあるのか。予算と対比した場合に、プラスなのかマイナスなのかが、よく分からない。

簡単に言えば、この指定管理料というのが、あくまでも実際出た実績なのかどうか。それに対して、もともとの予算、３年間は、当初３年間スタートするときの予算と比べて、どうだったのか、その辺が理解できない。教えていただきたい。

●会長

お願いします。

●高齢者福祉課

この実績のほうと予算のほうが一致しているのかというところについては、基本的に、今回は３年間ですけれども、通常は５年間という形で、債務負担行為という形でこの３年間分の予算を組んでおりまして、基本的には、この指定管理料の見込額がありまして、実際に事業者が提案した額で、それで事業者と協定を結んだ額になりますので、予算額とは、

そこが変わりましたら一致しないような形になります。

今までは、１社指定という形でしたので、基本的には上限額に近い形で協定を結んでおりましたので、この見込額と大体近い数字にはなっていたかと思います。

過去ですと、この指定管理料については、事情とかがある場合は、変更することができるような形になっていまして、過去には浴場施設を閉鎖していた間がありまして。それは指定管理料から除いて積算しておりましたので、浴場施設、お風呂のほうが開始になったときは、その分を改めて事業者と協議しまして、指定管理料は変更しておりますので。

ですので、こちらについては、決算というか、その額とは、必ずしも一致しないような形になります。

●○○委員

結局、この表の歳入の指定管理料は、見込額の数字が入っているという理解でいいのですか。

●高齢者福祉課

失礼しました。この下に参考と書かれてあるものの指定管理料については、実際に支払われた額になります。

●○○委員

実際、支払われた金額は、左右、ぴたっと行くのですか。歳入歳出が。結局、合わせて行くわけですよね。

ただ、それが実際のそれで出たお金の分の合わせて指定管理料が出ているのだけれども、その指定管理料が、もともとの例えば６年度の予算の見込額と比べて、どうだったかというのを分かれば教えてもらいたいです。要は、赤字だったのか、黒字だったのか。予算よりも下回った実績なのか、上回った実績だったのか、そこがどうだったのですかということで、お答えいただけたらありがたいです。

●会長

恐らくこれ、歳入と歳出が３年間、毎年ぴったりイコールになっているのですけれども、基本的に、これはあり得ないのですね。この指定管理料は、事前に決まった金額が決まったタイミングで振り込まれるというものですから、これはフィックスされているものですけれども、それ以外って基本的に変動するというか、人件費なんかは、そんなに変動はしないでしょうけれども、施設管理費みたいな、消耗品費とかが代表的ですけれども、そういうものって、事前に考えている予算どおり、きっかり１円もずれずに出るって、あり得ない。例えば修繕費とかもそうです。いつ何が、どれだけ壊れるかというのは、ずれるものなので。基本的に事前の予算どおりに、きっかり１円のずれもなく、歳入と歳出が合うっていうことは、あり得ないです。

そうなったときに、どこで調整しているかというと、多分、歳出のほうだと思うのですね。歳入の施設利用料金とかをいじるということはできないと思いますので、多分、歳入

と歳出のずれの部分をどこかしらで、事業費とかになると思いますが、費用という名目ではあるのだけれども、実態としては、組織の利益に相当する項目になっていると。施設としては費用なのだけれども、それを指定管理者の立場からすると、利益として受け取っているみたいな状態に恐らくなっていると思うのです。その辺は、把握されていますかというような御趣旨で考えていただければいいかと思います。

よくあるのが、本部経費とかいう名目でなっているものは、施設の単位では費用なのですけれども、本部経費って、要するに施設から指定管理者の本部に流れているお金という意味になりますので、組織としては、利益というか取り分に相当しているわけです。そのような費目が多分、歳入歳出のずれを完全に吸収するような金額になっていると思うのですけれども。

●高齢者福祉課

こちらの資料のほうは、歳入歳出、合わせてしまっておりますが、事業者のほうの決算書では、もちろん、おっしゃられたとおり、収入イコール、それがこの事業ではないので、事業者のほうの利益になっている部分という形になるかと思います。

●会長

そうですね、その辺の具体的な内訳が分かれば御教示いただきたいというような御趣旨だったと思いますというところだけ補足させていただきます。今、ぱっと出ないようであれば、問題ないかと。

●○○委員

別に、出ないのだったらいいです。ただ、要は単純にこの事業として、この請け負った業者というか、指定管理者がもうかったのか、赤字で自分のところがかぶったのかが、この表だと分かりませんよねということで、それが分かっているのであれば教えてくださいという質問ですので、分からないのだったら結構です。

●会長

基本的には、赤字ということはないと思うのですよね。黒字だった場合に、先ほど言ったように、本部経費みたいな形で、実際は取り分なのだけれども、施設上は費用ということにするのはできるのですけれども、その逆ってできないので、収入のほうに、何かよく分からない、なぞの収入を入れるみたいなのはできないので、赤字だった場合は、歳出超過という形で必ず出ちゃうと思うのですね。もちろん、当初予算で組んでいた本部経費の金額を削るという形で、実質的に当初より赤字なのだけれども、それが歳出イコールになるというのは、あり得ますけれども、基本的にイコールである以上は、とんとんか、それ以上の結果であったと考えていいかとは思います。

よろしいでしょうか。

●○○委員

○○です。３点あります。

一つは、先ほど公募の話が出ましたけれども、関連です。冒頭の御説明で、今までは公募していなかったのだけれども、今年から公募しましたという御説明あったかと思いますが、なぜ今なのかなというのが１点です。

２点目は、例えば４ページ、上のほうに、福祉作業所の法律に基づく訓練等給付費の支給。これ実際、申請書を見ると〇〇万以上ぐらいあるのですけれども、これ多分、補助金のようなものなのだと思いますが、このことについて教えてくださいというのが２点目です。

それから３点目は、24ページの上のほうですけれども、申請書を見ていたら、配置人員のところで、老人福祉センターのところで一番最後に用務員という言葉が出てくるのですけれども、今でも、こういう言葉使うのかなと思って、そこが疑問なのですが。その３点でございます。よろしくお願いします。

●会長

お願いします。

●障害福祉課

では、１問目と２問目のほうは、私のほうから説明させていただきます。

お一つ目の〇〇委員の御質問いただきました、なぜ今、公募なのかというところでございます。これは、福祉作業所のことが大きく影響しているのは正直なところです。利用者の保護者の方々が、いろいろな方に事業者に入ってしまうと、慣れず、通うのが苦しくなってしまうのではないかというところの思いとかがございまして、ぜひに社協さんにお願いしたいという形で進めていたところでございます。

ただ、先般、今現在では、障害福祉のこれは就労継続支援Ｂ型事業所という形で、障害福祉サービスを提供する事業所というふうに位置づけているのですけれども、そちらのサービスのほうを展開している事業者さんは、全国でかなり増えてきているのだよということと、変わっても、同じようなサービス、同じように工賃を稼げるような提案ができるのだよということを歴代の職員等が丁寧に説明しながら進めてきたところでございますので、それで今回、御理解いただいたわけではないのですけれども、そういった御理解いただきながら進めていく中で、今回、公募に至ったという形になります。

次に、２点目についてなのですけれども。お待ちください。

福祉作業所の位置づけというところであるかと思うのですけれども、今、説明しましたように、障害福祉サービスとしてＢ型事業所というサービス事業があるのですけれども、そちらのほうで国の報酬という形で、いわゆる医療費だとレセプトで請求するようなものですね。障害の報酬、福祉サービス報酬というもので申請して、収入を得ているという形になっていますので、基本的には、指定管理がゼロ円というように見えるかもしれません。

ただ、そちらの公の施設を使っているというところの施設維持管理費については、福祉

センター全般で施設の費用を賄っているので、作業所が全く何も経費がかかっていないというわけではないのですが、施設については、老人福祉センター全般の３施設のところで支払っているというところと、収入については、そういったサービス事業所としての収入が別にございますので、そちらのほうでやりくりしていただいているという形になります。

私からは、１番目と２番目の説明です。以上になります。

●高齢者福祉課

三つ目の御質問の用務員という名称についてということなのですけれども、正直に申しますと、学校等でも用務員という職名で仕事をしておりまして、特にこの言葉に、こちらのほうで違和感とか、そういったものは持っていなかったところです。

●○○委員

私には聞き慣れないなと思っただけで、ただ、業務内容を見ると、清掃をやると書いてありましたから、そういう言葉でも、そのままでいいのかなと思いました。

●会長

ありがとうございました。

あと、質問いかがでしょうか。よろしいですかね。

●○○委員

指定管理料の水準についてお聞きしたいのですけれども。先ほどの御説明とも、ちょっと関連しますけれども、募集要項の４ページの直近の実績のところで、福祉作業所については、市からの指定管理料の支払いはないということで、これ歳出のところに入っているのは、基本的に青少年女性センターと老人福祉センターに係る経費が歳出という分類になっているという理解で、まず、いいですか。

●高齢者福祉課

そのとおりでございます。

●○○委員

そうなったときに、この人件費のところを見ていただきたいのですけれども、直近の６年度でいいですけれども、人件費が、これ単位が○○なので、○○万円ですかね。これに対して、今回御提案いただいた、直近だと令和８年度の収支計算書を見ると、人件費が○○万円ということで、○○万円ほどカットしているのです。これは提案額が、そもそも市の指定管理料見込額の○○％ほどということで、結構カットしているということの表れでもあるのですよ。

その上でなのですけれども、人件費が○○万カットした割には、結構いい水準なのです。ページで言うと24ページぐらいになると思います。応募者の資料の24ページを見ていただくと、例えば施設長ですと、年収でいえば○○万円ということで、結構ほかの施設で提案される人件費を見ると、施設長とか管理者でも、○○万円みたいな提案がかなり多い印

象を受けていたので、結構いいなと思っていたのですよ。〇〇万円カットして、この水準ができるというのって、なかなかすごいなと思っていまして。どっちかというと、これが高過ぎるんじゃないかというよりは、その逆です。ほかの施設の指定管理料、低くないですかという感じの質問になるのです。

以前、この指定管理の水準は、どういうふうに積算しているのですかという話を聞いたときに、基本的に今までの実績を基にというお話があったと思うのです。ただ、人件費については、例えば市役所での職員の水準を下回っているかどうかとか、その辺はチェックとして入れてもいいのかなと思っていまして。

こういうふうに、施設によっては、施設長で施設長というだけに足るぐらいの水準のお給料がもらえるところもあれば、施設長で防火管理者持っていて、このぐらいなのだというような施設も結構見受けられた印象があるので、この辺は統一といいますか、最低ラインは決めてもいいのかなと今回思った次第です。これ、質問というよりは、コメントになります。

●会長

あと、何か質問ありますか。

大丈夫ですかね。

では、事務局のほう、続きをお願いしてよろしいですか。

●事務局

ありがとうございます。

それでは、これより５分間の休憩といたします。休憩後、社会福祉法人白井市社会福祉協議会の準備が整い次第、審査に入りますので、14時35分までには、お席にお戻りください。

それでは、休憩といたします。

（休憩）

●事務局

--- 審査の説明 ---

●白井市社会福祉協議会

皆さん、こんにちは。白井市社会福祉協議会でございます。本日は、プレゼンテーションの機会を与えていただき、ありがとうございます。この後、白井市福祉センターの指定管理者としての御提案として、主に事業計画案と予算関係について、要点を説明させていただきます。

初めに、本日の出席職員を紹介させていただきます。私は、社会福祉協議会事務局長の

○○でございます。
　隣が事務局次長の○○です。
●白井市社会福祉協議会
　○○と申します。よろしくどうぞお願いいたします。
●白井市社会福祉協議会
　そして、福祉センター長の○○です。
●白井市社会福祉協議会
　○○と申します。よろしくお願いします。
●白井市社会福祉協議会
　最後に、福祉作業所施設長の○○でございます。
●白井市社会福祉協議会
　よろしくお願いいたします。
●白井市社会福祉協議会
　なお、本日のプレゼンテーションでは、就労継続支援Ｂ型事業所ではなく、福祉作業所と表現させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
　それでは、お手元の申請書類に基づいて御説明をさせていただきます。ここからは着座にて失礼いたします。音量は、このぐらいで聞こえますでしょうか。
　それでは、初めに、書類の４ページをお開きください。様式４、団体の概要について御説明いたします。
　当法人は、昭和61年の設立以来、地域福祉の推進を目的に、住民主体を基本として活動してまいりました。現在では、地域福祉はもとより、市民生活に密着した個別生活支援や災害対応などにも取り組んでおり、地域に根差した活動を展開しております。現在の職員数は49名で、資料にもありますとおり、社会福祉士、介護福祉士をはじめ、地域福祉の推進に必要な資格を有した職員が在籍しております。
　５ページをお開きください。
　資料の中段にありますとおり、当会は、白井市から受託事業や指定管理施設の運営、そして住民ニーズに沿った自主事業を多数実施しております。実施事業の概要を取りまとめたパンフレットを申請書の最終ページの袋ファイルに添付させていただいておりますので、御確認いただきたいと思います。
　以上が団体概要の説明でございます。
　次に、８ページを御覧ください。様式５－１、管理運営の基本方針についてです。
　今回の指定管理者の応募に当たりましては、これまで指定管理者として培ってきたノウハウを生かして、福祉センターを多世代交流型福祉センターと位置づけます。地域の誰もが安心して集える居場所づくりを目指しており、施設をただ単に管理運営するのではなく、地域住民の居場所、そして拠点として、機能強化に注力してまいりたいと考えます。

人生100年時代を迎えた今、高齢者の生き方も多様化してきており、福祉センターも旧態依然とした取組では、選ばれる施設、言葉を代えますと、行ってみたい施設、通ってみたいと思われる施設には、なり得ません。今回の申請書にも新しい取組を盛り込んでおりますが、指定管理期間中におきまして、柔軟な発想のもと、日々利用者の目線に立って施設運営を進めてまいりたいと考えます。

また、次期指定管理では、福祉センター３施設の一体的運営をさらに進化させて、一層の業務効率化とサービスの向上を目指してまいります。

例えば、福祉センター利用者と福祉作業所利用者を全ての職員が意識し、施設の垣根を越えて横断的に利用者に接することで、それぞれの職員の持つスキルを生かした質の高い対応、安全、または利用者ファーストが可能となります。また、利用者にとっては、多くの職員に見守られているといった安心感にもつながると考えます。３施設の管理運営に当たりましては、白井市の総合計画をはじめとした各個別計画との整合性を重視し、白井市と連携のもと、さらなる運営の充実を図ってまいります。

詳細は、別紙①の業務冊子を御参照ください。

次に、９ページを御覧ください。様式５－２、市民サービスの向上についてです。

先ほども申し上げましたが、福祉センターを単なる貸館施設にとどめることなく、拠点、居場所としての機能を重視いたします。それを実現するには、３施設合同で開催する合同事業などの催しにより、誰もが気軽に立ち寄り、気持ちよく安心して過ごせる空間づくりを実現してまいります。

まずは、ハード面です。福祉センターは、開館して37年が経過しており、設計は古く、老朽化が進んでおりますが、施設の美観や清潔、安全管理を徹底してまいります。

例えば、定時の清掃に加え、職員の巡回時における職員の気づきにより、常に清潔と衛生を保つように努めます。さらには、季節ごとの装飾、例えば、こいのぼりや七夕飾りなどや掲示物を工夫することで、温かみのある雰囲気を演出するように努めます。

ソフト面については、職員の声掛けによる健康状態の察知など、きめ細やかな接遇に努めます。高齢者や障害者の様子を観察し、少し元気がないような場合には、さりげなく声を掛けたり、また、悩み事や心配事などがある場合は、必要に応じて本会の心配事相談事業につなげるなど、福祉の専門団体としての専門性を生かしてサービスの向上を図ってまいります。

次に、10ページを御覧ください。様式５－３、利用者ニーズへの対応についてです。

利用者のニーズは、年々多様化しております。本会では、アンケート調査や職員による巡視などによって声掛けを行い、利用者のニーズや声を丁寧に拾い上げております。

これまでの講座終了時のアンケート調査の結果から、福祉センターのアクセスの悪さを挙げた方が多かったことから、令和８年度以降、講座受講時の無料送迎サービスの実施に向けて検討を進めており、アクセスの改善を目指しております。

福祉作業所には、現在18名の利用者が通っており、利用者と保護者面談から利用者のニーズを的確に把握し、個別支援計画に反映させて、本人の意思を基本として支援に当たっております。

また、アンケート調査で、工賃向上を望む声が多かったことから、作業を請け負う際には業者と単価交渉を行い、適正な作業単価で請け負い、工賃の向上につなげております。

次に、11ページを御覧ください。様式５－４、自主事業の実施計画についてです。

地域資源を生かした自主事業の新たな取組として、キノコ栽培プロジェクトを立ち上げます。これは、障害者の就労支援と地域交流を兼ねた取組で、福祉センター利用者やボランティアなどが参加して、多世代交流によりキノコを栽培し、福祉センター売店や地域のイベントで販売するなど、キノコ栽培を通じた地域つながりプロジェクトと位置づけて取り組んでまいります。

そのほかにも、福祉センターフェスティバルの開催や、健康、趣味、教養講座、女性、青少年向けの講座など、ライフステージに応じた多様な講座を実施してまいります。講座の講師の多くは、地域に住む専門家や団体に協力をいただいており、地域密着を意識して取り組んでまいります。

次に、12ページをお開きください。様式５－５、緊急時対応についてです。

福祉センターでは、危機管理マニュアルを整備し、事故が発生した場合や不審者の侵入、脅迫、または地震、火災時の対応をマニュアル化して、法令に基づいた訓練を定期的に実施し、緊急時には利用者の安全を確保できる体制を整えております。特に福祉センターは、配慮の必要な方が多く利用しているため、車椅子の準備や事前の避難ルートの確認など、ほかの施設以上に気を配っております。

また、近年の猛暑への対応としましては、利用者に対する熱中症対策として、熱中症警戒アラートが発令された場合に、館内放送や声掛けを実施し、熱中症予防に努めます。また、センター利用者以外に対しましても、冷房の効いたスペースをクールシェルターとして開放し、熱中症予防に取り組んでまいります。

予防的な取組としましては、移動交番に依頼し、警察官による振り込め詐欺防止の講話や防犯キャンペーン等を定期的に実施いたしております。

次に、13ページをお開きください。様式５－６、利用促進の方法についてです。

施設の利用促進に向けては、長年の懸案として交通の不便さがあります。市循環バス、ナッシー号が走っているとはいえ、本数が少なく、また、地域によっては、市役所で乗換えが必要となります。公共交通機関に関しましては、簡単に改善することは難しいことから、利用促進に向けては、これまで以上に施設の魅力を高め、市民が行ってみたいと思うような情報発信、ホームページや広報紙、ＳＮＳなどを行い、現在利用している方については、通い続けたいと思うような魅力ある福祉センターを目指しております。

青少年女性センターの部屋の貸出しにつきましては、仕様に定められた貸館時間を１

時間延長しており、施設の有効活用と利便性の向上を図っております。

次に、14ページをお開きください。様式５－７、利用料金についてです。

利用料金につきましては、14ページのとおり、仕様に定められた金額で設定しておりますので、御確認ください。

次に、15ページ、様式５－８、管理運営経費の削減方法についてです。

管理運営経費の削減は、指定管理者制度における大きなポイントの一つであると認識しております。しかしながら、経費削減を意識するあまり、サービスの低下を招くことは本末転倒です。本会は、これまでの指定管理者としての経験を生かし、サービスの向上と経費の削減の両立を図ってまいります。

具体的には、業務の効率化、集約化、消耗品の一括購入、節電、省エネの対応、これらに努めるとともに、法人本部が所有する備品類については、それを使用することとします。

また、福祉センターの館内清掃や敷地内の除草を福祉作業所が行っており、経費の削減を図っております。

次に、16ページを御覧ください。様式５－９、施設設備の維持管理についてです。

施設設備の適切な維持管理は、利用者が安全に、そして安心して施設を利用するための基本となることから、定期的なメンテナンスや予防的なメンテナンスを実施し、施設設備のトラブル回避に努めます。福祉センターは、施設設備の老朽化が進んでおり、施設設備の故障なども多くなっており、専門業者との連携はもとより、職員による日々の点検などで異常をキャッチし、故障を未然に防ぐよう努めております。

次に、17ページ、様式５－10、管理体制、職員の配置、研修計画等についてです。

施設の優劣は、器も重要な要素となりますが、最も重要なのは人であります。各施設には責任者を配置し、日常の運営や安全管理を確実に行います。一方で、効率性も重視し、職員は他施設との連携や巡回支援を組み合わせ、人材を有効に活用します。また、地域人材やボランティアも積極的に活用し、多様な人材で運営を支えます。

本会は、福祉センターの指定管理を継続してきており、法人本部にも福祉センターや福祉作業所での勤務経験を有する職員がいることから、通常業務における連携はもとより、非常時における応援体制も備わっていることが強みであると認識しております。

これまでも、東日本大震災の福島からの避難者に対する受入れ支援やコロナ禍における緊急対応など、白井市との連携のもと、適切に対応してまいりました。

研修につきましては、資料に記載のとおり、必要な研修を適宜実施しております。

また、本会では、法人本部を含めて人事異動を行ってきており、福祉を幅広く経験することで福祉専門職としての人材育成に取り組んでおります。令和７年度現在の職員配置につきましては、別紙⑨を御参照ください。

次に、様式５－11、ページで言うと18ページです。個人情報保護についてです。

福祉施設では、高齢者、障害者といった配慮を要する方々の個人情報を多く取り扱いま

す。この情報を適切に守ることは、信頼関係の基盤であり、私たちに課せられた最も大切な責務です。管理責任者を施設長とし、情報の運用を一元管理します。利用情報は鍵つきの書庫に保管し、データはパスワードで管理しており、保存期間や廃棄方法も定めております。個人情報管理に関わる職員教育につきましても、新規採用時に個人情報や守秘義務について、研修を実施しております。

また、外部委託業者に対しましては、書面をもって契約や誓約を義務づけ、情報の漏えいが起きないよう監督いたします。万が一、事故が発生した場合は、速やかに法人本部と関係機関に報告し、原因の究明と再発防止策を徹底いたします。

当法人では、これまで情報事故ゼロを継続してきており、引き続き情報管理の徹底を図ってまいります。

次に、19ページ、様式５－12、関係法令の順守です。

本会は、資料に記載した社会福祉法、老人福祉法のほか、運営に関わる全ての法令、条例を順守いたします。

また、施設の管理運営に直結する設置管理条例を職員全員で共有し、管理運営の基本とすることで、白井市の施設の指定管理者として、ふさわしい運営に努めます。

また、法人本部と連携して、法改正や行政指導に迅速に対応できる体制を整えてまいります。市の実施する監査やモニタリングに協力するとともに、通常業務においてもセルフチェックを実施し、法令順守の徹底を図ります。

法令順守は、利用者の安全と信頼を守る土台であると考えます。

次に、20ページ、様式５－13、特記すべき事項です。ここでは、本会の強みをお話しさせていただきたいと思います。

第１に、地域福祉の視点を持った取組ができることです。３施設を単独で運営するのではなく、それぞれを補完し合いながら、世代や属性を超えて交流できる居場所、拠点をつくります。福祉センターを地域共生社会の縮図と捉え、様々な団体や機関との連携のもと、住民主体を理念とした福祉センターの運営に取り組みます。

第２に、日常的に市の政策と整合性を図った取組を進めています。本会は、通常業務においても、地域福祉計画、障害者計画等の市の主要政策に関わっていることから、市の政策と整合性の取れた運営が可能です。また、法人本部を保健福祉センター内に置いていることから、福祉センターの主管課である高齢者福祉課、生涯学習課、障害福祉課との連携を密に図ることができ、円滑な運営につなげることができます。

第３に、総合相談機能を有していることです。三つの施設の窓口を福祉や生活課題の入口と位置づけ、小さな気づきを拾い上げ、本会の心配事相談をはじめ、行政や各種専門相談につなぐなど、孤立や制度のはざまにある方、心配事や不安を抱えている方を早期に発見し、問題の解決につなぐことができます。

これらの強みを生かすことで、単なる施設管理にとどまらず、地域全体の福祉力を高め

る拠点となるよう、法人一丸となって鋭意取り組んでまいります。

まとめとして、本会は、経費削減、施設の維持管理、人材育成、個人情報保護、法令順守といった基盤をしっかりと整えた上で、市民の皆様が安心して集い過ごせる多世代交流型福祉センターを実現してまいります。地域の誰もが安心して過ごせる居場所をつくる、この理念を胸に、市民の皆様とともに理想の福祉センターを築いてまいりたいと考えます。そして、そのために、指定管理者として選ばれることを強く願っております。

以上、団体の概要と事業計画書について説明させていただきました。

引き続き、指定管理料及びその他について、○○より説明をさせていただきます。

●白井市社会福祉協議会

それでは、ここから○○に説明のほう替わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

お手元資料の21ページ、22ページ、23ページを御覧ください。

３か年分の収支計算書につきましては、支出側の人件費に年度ごとの変動がございますので、指定管理料の人件費部分には変動がございますが、事業費、物品費につきましては、支出増加抑制の観点から、老人、青少年につきましては、ゼロシーリングの考えに立っておりますので、令和10年度まで同額で計上をいたしております。福祉作業所につきましては、工賃向上を目標に、若干の増額にて計上いたしております。

また、人件費の内訳につきましては、お手元資料24ページから35ページまでの人件費内訳表並びに人件費内訳補助表がございますので、御参照いただきたいというふうに思います。

また、福祉作業所につきましては、国民健康保険組合、いわゆる国保連からの訓練等給付費、サービス報酬を財源といたしておりますことから、白井市からの指定管理料は発生しておりません。したがいまして、収支計算書の最下段にございます（３）収支差引指定管理見込額、Ｂ引くＡの金額には、福祉作業所は含まれておりません。

収入側の事業収入も、現状の確保の難しさから見て、増収は見込みが立てづらい面がございますが、努力目標も含めて、若干の増額を計上いたしております。福祉作業所の訓練等給付費、サービス報酬につきましては、利用者の出勤状況により増減のある不安定な収入ですが、利用者の安定した利用を実現し、安定した収入を維持すべく、３年間同額を計上いたしております。

続けさせていただきます。

続きまして、管理体制計画書について御説明いたします。

36ページから41ページ、こちらに３か年分をお示ししております。老人、青少年が常勤職員２名、非常勤職員は、用務員１名、事務補助５名の体制で、常勤換算ですと2.5名で見ております。福祉作業所につきましては、常勤職員３名、非常勤職員２名でございます。

42ページから47ページは、職員のシフト表となっておりますので、御参照いただければ

と思います。

続けさせていただきます。

48ページから53ページまでが誓約書でございます。

そして、経営説明の書類につきましては、54ページ、55ページが履歴事項全部証明書。

そして、56ページから65ページまでが、本会定款となっております。

さらに、指定管理の運営実績が分かる書類といたしまして、66ページ、67ページに、現在、運営を任されている実績として、令和７年度の年度協定書をお示しいたしております。

決算、事業報告関係といたしましては、68ページから150ページまでに、過去３年分の事業活動計算書、貸借対照表、事業報告書をお示しております。法人全体の経営状況といたしましては、６年度決算数値で、次期繰越活動増減差額が〇〇万円。これを含めました純資産は、〇〇万円となっております。次期繰越活動増減差額とは、繰越金だけではなく、固定資産なども含めました当法人の総資産の繰越額というふうに御理解をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

経営状況を図る流動比率等につきましては、税理士の先生からは、優良と判断できるという旨の評価を頂いているところでございます。

続けさせていただきます。

151ページから163ページには、令和７年度の当初予算書、事業計画書をお示ししております。

さらに、164ページから197ページにつきましては、直近の確定申告書一式でございます。申告、納税につきましては、先ほど経営状況の評価で触れました税理士の先生に、例年、お世話になっているところでございます。

198ページから200ページにつきましては、納税証明書。

201ページは、当会の現在の役員名簿となっております。

そして、最後になりますが、203ページから206ページにつきましては、事業活動計算書並びに貸借対照表の３年分を転記した資料となっております。

説明は以上となりますが、これまでの実績を生かし、今後３年間も、より一層、管理運営充実に向けて努力をしてまいりますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。どうも御静聴ありがとうございました。

以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

では、質疑のほうに入らせていただきたいと思います。

委員の皆様から御質問等ございましたら、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

●〇〇委員

何点かお伺いしたいところがあるのですけれども。まず、組織全体の事業の継続性とい

う観点から、少しお伺いさせていただきたいのですが、先ほどの最後のあたりで、貸借対照表と事業活動計算書について少し御説明があったと思いますが、この事業活動計算書、一般的な企業だと損益計算書に相当すると思いますけれども、直近３年間の結果を見ますと、差額でいうと、マイナスというので３年間推移しているわけですよね。数値で言うと、直近でマイナス〇〇万、その前がマイナス〇〇万、その前はマイナス〇〇万というような推移になっているわけです。これが、どこに影響しているかといえば、繰越活動増減差額です。これを減らしていくという形で、３年間影響している。

最終的に、直近ですと〇〇万円の増減差額があるわけですが、最新のマイナス〇〇万というような結果を見ると、結構、向こう３年ぐらいで使い切るというような推移になっていますけれども、この点については、どのようにお考えになっているのでしょうか。

●白井市社会福祉協議会

〇〇のほうから回答させていただきます。

体制維持の観点から、常勤職員の増員ですとか、あと昨年ですと、長期休職者が出たりした関係がございまして、そこに補充する職員などを雇用した関係で、持ち出しが多くなっていることは事実でございます。

しかしながら、ここ二、三年で、今、社会福祉協議会全体の職員体制の中で、給与の比較的高い職員の定年退職が続いていきますので、そこで非常に人件費としては、また持ち直せるのではないかというふうに思っておりまして、御指摘のとおりで、マイナス〇〇万というのは、おっしゃるとおり、人件費の部分が大きく影響しております。

●会長

その他、いかがでしょうか。

●〇〇委員

24ページから、８年度、９年度、10年度という形で人件費の内訳が載っていまして、①施設長、②任期付職員、25ページ行くと、①管理者、②サービス管理責任者という形になっていまして、８年、９年ぐらいから、それぞれ②の副施設長のほうが人件費が全体的に増えていて、施設長のほうが減っているという形なのですけれども、これは何か理由があるのですか。

●白井市社会福祉協議会

現状の福祉センターの職員ですが、今センター長として、ここに出席させていただいておりますが、もう一人の正規職員が、やはり同じ任期付という職員になります。任期付というのは、１年ごとに更新していく職員で、基本給などは変わらない形で推移します。なので、今センター長については、来年以降も、年齢とか、そういったのを考慮して、任期付のままと考えておりますが、もう一人の任期付は、比較的若い職員ですので、その実績などを見ながら、正規の職員に少しスライドしていくというようなのも考えておりますので、２番目に書いてある任期付職員については、正規の職員の給料を当てはめていると、

お考えいただければいいと思います。
●会長
ありがとうございます。
その他、いかがでしょうか。
●○○委員
予算書で、例えば24ページ、常勤の方が２名で、非常勤の方が６名体制でということで、人件費については書いてあるのですけれども、非常勤の方の時給というのは、今これ幾らで予算見ておられますか。
●白井市社会福祉協議会
今現在は、○○円でございます。しかしながら、このところ続けて最低賃金が上がっておりますので、８年、９年、10年と、毎年○○円ずつアップするような形で予算組みしております。
●○○委員
人員の体制というのは、平成６年、それから５年、４年と実績表が出ているのですけれども、８、９、10も、基本的には、この人数割って変わらないということでいいのですか。
●白井市社会福祉協議会
現状の体制で行う予定でおります。
●○○委員
市のほうからの応募要項の中の４ページに、平成６年度、５年度、４年度の実績ということで、一応、指定管理の実績ということで金額が出ています。平成６年の歳入が○○万、それから平成５年が○○万くらい、平成４年が○○万ぐらい。それで、これにならって、多分、市のほうの見込額というのは○○万前後。それから平成８年、９年、10年と、こういうふうに、これぐらいの見込額ということで、要項のほうに書いてある。御社の予算のあれを見ますと、指定管理は、平成８年度の収支決算書というところで、21ページになりますけれども、○○万ですというふうに、市の見込額としては4,600万なのに、○○万ですということで応募されているかと思うのですが。翌年の○○万と、翌年の○○万余りと。平成４年、５年、６年の実績は、○○万あったのですけれども、大体それから○○万ぐらい、今回、８、９、10は、指定管理料額は減っているのですが、この大きな要因は何ですか。人員は変わらない、時給も非正規の場合は、若干上がるけれども、上がっても、市の見込額よりも減っているのは、どこで、このぐらいの見込みの予算になったのかを教えてください。
●白井市社会福祉協議会
今の質問で、実績より大分金額が下がっている申請になっているから大丈夫かという、そういったところだと思うのですが、よろしいでしょうか。
●○○委員

心配します。
●白井市社会福祉協議会
現状の福祉センターの職員、常勤職員は、任期付、任期付で、任期付のもう一人のほうも、これから常勤に切り替えた予算組みをしておりますが、若い職員ですので、給与が比較的低い。これまでの実績ベースでいうと、経験年数の長い職員が常勤として勤務していたので、その人件費の差額が大きいといったところが挙げられると思います。人数が２人で同じなのですが、これまで４、５、６と実績が上がっているところで勤務していた職員は、経験年数が長くて、給与が高い職員が勤めていたので。
●○○委員
８、９、10は、若い職員さんということですか。
●白井市社会福祉協議会
そういう見込みとなっております。
●会長
その他、御質問いかがでしょうか。
●○○委員
○○です。ありがとうございます。
三つありまして、一つ目は、福祉作業所の工賃について教えてもらいたいのですけれども。
例えば、105ページに、工賃の数字が上のほうに出ております。それで、これは収支のほうで見ても分からないのだけれども、全部、その利用者さんのほうに還元されるものだという理解でよろしいでしょうか。
●白井市社会福祉協議会
この工賃に関しましては、全て利用者さんのほうの工賃になっております。日頃、活動で得た作業のものですとか、収入があったものに関しましては、全て利用者さんの工賃としてさせていただいておりまして、大体、年間平均で○○円から○○円ぐらいが、１か月当たりの工賃として利用者さんのほうにはお渡しさせていただいています。
●○○委員
関連で、利用者さんのアンケートを見ると、問の13問当たりでは、工賃の支給額の満足度は、満足している人が５人で、どちらとも言えないが７という数字が出ており、御苦労されている様子が分かったのですけれども。これは給料じゃないですよね。
●白井市社会福祉協議会
福祉作業所といたしましては、お給料というよりも、工賃という名目で。
●白井市社会福祉協議会
就労継続支援Ｂ型事業所というところになりますので、Ａ型事業所のほうは、最低賃金を保証されている金額での雇用契約を結ぶというような形になるのですけれども、Ｂ型

のほうは、そのような形ではないもので、3,000円以上の工賃があればいいという。工賃は、１人当たり3,000円以上というような形になっているとのことで。すみません、お答えがおかしくてすみませんが。工賃アップには努めているのですけれども、令和８年以降は、新しいプロジェクトですとか、売店を活用したカフェ等を活用させていただいたり、中小企業家同友会や工業協議会との連携をさせていただいたりで、工賃アップに努めていきたいと考えて、事業計画のほうは提出させていただいております。

以上です。

●○○委員

あと二つございます。

もう一つは、これは83ページの事業報告の中に、白井市から派遣された事務局長さんの最終年度になりましたというのが平成４年の報告にあるが、この後は、もう市役所のほうからは、派遣はないということなのですか。

●白井市社会福祉協議会

社協の場合は、50代、60に近い職員、その下が40代とか、その辺に、どんと下がったりしていますので、そこについては、また状況に応じて、白井市のほうに御相談をさせていただく形で考えております。必ずしも社協の中からということだけではなくて、市と相談の上、また協議させていただきたいと思います。

●○○委員

最後でございますけれども、まちづくり協議会との関係なのですが、156ページに地区社協との連携の仕方なのですけれども、私が住んでいるところは、まだ協議会できていなくて、個人的にも早くつくったほうがいいんじゃないかと思っているのですけれども、具体的に、どういう関係が出てくるのでしょうか。

●白井市社会福祉協議会

組織としては、どちらも住民が主体となって地域をつくっていきましょうという組織ですので、似たようなところがあるのですが、社会福祉協議会の地区社会福祉協議会ですと、やはり福祉に軸足を置いて活動しておりますので、まちづくり協議会は、もっと広く、防犯であったり、地域のことだったり、美化であったり、そういったところに目を向けているという違いはあります。

ただ、どちらも共存して、やはり地域のために活動するという目的は一緒だと思うので、そこは連携していく。なおかつ、今、例えば、まちづくり協議会とか地区社協の会長さんが、両方を兼ねている地区もございますので、そこは社会福祉協議会としても、まちづくり協議会と連携した中で福祉のほうを進めてまいりたいと思います。

●会長

あと御質問いかがでしょうか。

●○○委員

２点ほどで、１点は、ここの施設の利用料、利用者が増えていますけれども、どういうふうな努力をされたかということが一つ。

もう一つは、21ページの収支を見ていると、指定管理者としての予算としては下回ってはいるのだけれども、結局、給付金があって予算が下回っているだけであって、給付金がないと、全然、合わないなというふうに見えるのですよね。

逆に言えば、私が気になったのは、給付金がもらえる制度自体が、限られた業者だけがもらえるのか、誰でも指定管理者として、この事業をすれば、この給付金というのをもらえるのか。

指定管理者となったときに、こういう制度も利用できるという前提が、この施設の管理を任される前提として、もう仕組み的になっているので。結構、ほかの指定管理者として手を挙げるところが難しくなるのではないのか。

逆に社協さんの得意分野として、これが特典としてあるから、何とか指定管理者としての収支バランスが合ったということで、これがなければ全然この指定管理料ではやっていけないよというふうにしか見えないので、その辺は、どういうふうにお考えですかという２点です。

●白井市社会福祉協議会

今の給付金というのは、訓練等給付金のことですか。

●○○委員

そうです。

●白井市社会福祉協議会

この訓練等給付金については、指定管理料とは別枠になっているので、これは、みのりの運営費として充てられているものです。みのりの運営費というのは、人件費を含めた、その他もろもろの費用として、この訓練等給付費金を充てているので、これがないと運営できないというよりは、福祉作業所については、これがないと運営できないということになります。

●○○委員

この訓練等給付金というのは、申請すれば、どういう業者でも、もらえるということになるのですか。

●白井市社会福祉協議会

これは条件がありまして、どんな事業者というよりは、Ｂ型事業所をやるに当たっては、県への届出が必要となりますので、そういった要件がそろっている事業所として県に届け出て、認められて、それで今度、例えば利用者さんをそこで支援して、その実績を国保連のほうに上げて、そうすると、国保連から給付されるという、そういう流れになります。

●○○委員

逆に言えば、ここで指定管理者として手を挙げるのに、もともと、こういう施設として

運営が決まっているのであれば、そこで申請ができるところしか、指定管理として手を挙げづらいということですよね。

●白井市社会福祉協議会

そうです。

●○○委員

それじゃないと、今言ったように、そこの給付金がなければ、指定管理料ではやっていけないという実態があるわけです。

●白井市社会福祉協議会

現実としては、そうだと思います。

●○○委員

分かりました。

●白井市社会福祉協議会

あともう一点の老人福祉センターの利用者が増えているといったところでは、交通の便がなかなか良くない場所にあるので、利用者が増えないという悩みは、ずっと抱えてきていて。これは、また次の指定管理を、もし社協が受けられるのであれば、常に頭に置いて取り組んでまいりたいなと。

その一環としては、講座の受講者をピンポイントに、御自宅から福祉センターまで拾ってきてあげて、講座を受けてもらって送っていくというような、そういう試みを一つ考えているところです。

そのほかについては、例えば皆さんもそうだと思うのですが、おいしいそば屋さんがあれば、どんなに田舎でも、みんな行って、こぞって並んででも食べると思うのです。福祉センターが、それだけ高齢者に魅力があるのであれば、恐らく交通の便が多少悪いとしても、来てくれるのではないか、そういったところに目を向けて、次期指定管理を取り組んでまいりたいと思います。現状も、その思いで取り組んでおります。

●会長

その他、御質問いかがでしょうか。

では、お願いします。

●○○委員

今、お話あった送迎の部分です。本来であれば、市の公共施設へのアクセスの悪さというのは、市の側の問題で、申し訳ないなと思っているところ。面白い取組かなと思う反面、もうちょっと、例えばですけれども、10人、20人、送迎希望が出たときに、全員は無理なんじゃないかとか、優先順位どうするのかとか、もうちょっと具体的に車をどうするのかとか、どのようなものをお考えなのか。

●白井市社会福祉協議会

車については、今、福祉作業所で使っている10人乗りと７人乗りのワゴン車がございま

す。それは朝の送迎。要は７時半、８時ぐらいから送迎があって、９時には福祉センターに戻るので、９時以降。夕方の送迎が始まるのが午後４時なので、その間というのは、作業で使わない限りは空いているので、講座の日程を事前に調整しておいて、使わない日に設定して。１台でいけるのか２台でいけるのかというのは、それは今後また考えていきたいと思うのですが、送迎専用の職員がいるわけではないので、そこは十分、これから考えた中で、利用者の方が、送迎があるとありがたいという、そんな希望が出ているみたいなので、考えて具体化していきたいと思いますが、まだ詳細は決まっていません。

●○○委員

いい案ですが事故があったとき、どうするのか、いろいろ不安はあります。市の担当課と事前に調整、相談していただければなと思います。

●白井市社会福祉協議会

はい。

●○○委員

事業計画について質問させていただきたいのですけれども、利用促進の方法のところで、仕様書で定める午後９時を１時間延長して、貸館時間については、午後10時までというお話があるのですけれども、これは、いつ頃からやられているものですかね。現状やられていますか。

●白井市社会福祉協議会

やっています。第１期指定管理、平成18年から取り組んだものです。

●○○委員

これは、どういった意図で、１時間延長というのは決められたのでしょうか。

●白井市社会福祉協議会

例えば今、夜は９時で終わると思う、仕様書では９時で終わるのですが、その後、例えば、結構、利用者さんでも終わった後、レクリエーションホールにとどまっている方とかもいらっしゃって、もうちょっと時間を延長すると、もしかしたら利用されるのかなと、そんな見方をしていたもので、延長してみました。

●○○委員

ちなみに、これ実態としては、どのぐらい残っている方がいられるとかのデータはないですか。

●白井市社会福祉協議会

私そこのデータまで把握していないのですが。後で調べてお伝えします。

●○○委員

あと、自主事業のほうで、新たなプロジェクトを御提案されているのですけれども、キノコ栽培です。これは非常にいいと思うのですけれども、提案書の中で、３施設の連携でというのを書いてあるのですが、これは具体的に、どのような連携をお考えなのでしょう

か。
●白井市社会福祉協議会
ここの福祉センターを多世代型交流の福祉センターと位置づけているというところからすると、高齢者の方であったり、障害のある方であったり、そういった方を想定しています。または、一般のボランティアさん、そういった方が、みんなで集まってやるんだよという、そういうイメージでございます。
●○○委員
その場合は、栽培と販売も、福祉作業所が担いと書いてありますが、そこに一般の方も入ってこられるというようなイメージをお考えということですか。
●白井市社会福祉協議会
そうです。例えばキノコだと、ほだ木に菌を打つ作業であったりとか、ドリルで穴を空けて木を打つとか、いろいろな作業が出てくるので、福祉作業所の利用者だけでは難しい場面も出てくると思いますので、そういったときは、ボランティアさんであったりとか、福祉センター利用の高齢者さんが、経験があれば、そういう方にも助けてもらうと、そんなイメージでおります。
●○○委員
もう一点だけお伺いしたいのですが、苦情トラブル等の関係で、直近ではないと思うのですけれども、センターフェスティバルの火災による負傷事故などがあったと思うのですね。その際に、市への情報伝達の遅れがあったというようなことをこちらで伺っているのですけれども、その後、このあたりの市への情報伝達とか苦情とかトラブルの対応について、システム的な改善というのは何かされましたか。
●白井市社会福祉協議会
フェスティバル開催時の多分キッチンカーのガス爆発だったと思うのですが、すみません、その日、私がちょうど近くにいたもので、私のほうが消防とか警察の対応をしておりました。遅れた原因としては、なかなか現場が、時間が随分かかって、警察署も結局、夕方まで、とどまるような形になっていたので、遅れてしまったといったところで。これについては、やはり第一報を早く入れられる。祝日とか、そういったときも、市の主管課の高齢者福祉課、生涯学習課、障害福祉課に連絡を取れる体制をということで、反省はしておるところです。
●会長
その他、何か御質問いかがでしょうか、委員の皆様。よろしいですかね。
では、質問、出尽くしたようですので、以上で質疑のほうを終了とさせていただきたいと思います。
では、事務局のほう、続きをお願いします。
●事務局

では、以上をもちまして、今回の審査を終了いたします。長時間の説明、審査、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

●白井市社会福祉協議会

皆さん、ありがとうございました。

●白井市社会福祉協議会

どうもありがとうございました。

●事務局

それでは、これから採点及び委員間の討議をお願いいたします。

なお、討議については、自らの採点結果を明かすことのないよう、質疑や討議をしていただきますようお願いいたします。

●会長

では、採点に当たりまして、委員間で討議したいことがありましたら、挙手の上で発言をお願いいたします。

●○○委員

財務面について御説明します。結論から言えば、向こう３年間ということであれば、問題はないかなという印象を。質疑でも最初に聞いたのですけれども、直近３年間の損益が、結構悪い推移をしているということ。基本的には人件費ということで、直近で人件費の高い年齢の高めの職員が退職されるので、今後は人件費が下がっていくから、問題ないということは回答いただきましたが、具体的に幾らというような回答がなかったので、本当にこれがプラスとまでは行かなくても、プラマイゼロぐらいまで戻ってくれるといいのですけれども、そこが確かではないというのがあると。

ただ、向こう３年という話であれば、例えば、この直近のマイナス○○万が、向こう３年続くと、いわゆる繰越利益剰余金みたいなところはマイナスになってしまうのですが、それでも潰れはしないかなというようなところです。貸借対照表を見ると、一番目につくのが流動資産のところで、預貯金がかなり多いです。預金という形で、かなり多くの現金を保有していると。直近ですと、○○万ほど預金の形で持っていると。

一方で、流動負債という形で○○万ですかね。ですので、現状の預貯金で全て払い切れるという形になっていますので、基本的には、向こう３年間は、問題はないかなと。固定資産、固定負債についても、基本的には退職給付の負債と、その見合いで積んでいる資産というのが、かなり大部分を占めていますので、そこまで問題もないかなと。

ただ、向こう３年終わった後に、その後、どうかというのは、次の３年間の状況次第というようなイメージです。

今期、この３年間をお任せする分には、恐らく大丈夫だろうと。よっぽど状況が悪いというのが、向こう３年間、どんどんどんとなるということがあれば分からないですが、直近の推移からすれば、恐らく大丈夫だろうというのが私の判断になります。

●会長
　○○委員から、何か補足ありますか。財務面で。
●○○委員
　55ページの登記事項の資産の総額が、７月31日時点で、損が出た分、前年より減っている金額が、これで見れば分かるのですけれども、今の時点で○○万、これが資産総額の登記されているので、向こう３年は大丈夫かなと。マイナスになっているところも中にはあるので、そういうのも見てみてはいるので、今、この金額、見ている以上は大丈夫かなと思います。
●会長
　それ以外で何か討議したいことありましたら、御発言お願いします。いかがでしょうか。
　お願いします。
●○○委員
　非常勤の方の時給が、ほぼ最低金額、○○円でやっていますと。市の仕事で最低金額を守ればいいという企業姿勢は、何となく。もうちょっと○○円とか、東京並みに。そういう企業のほうがうれしいなと。感想ですけれども。最低賃金だからって、それだけ守っているから、それで市の見込金額より低い金額入れるというのは、何となく個人的には、いいのかなという気はしています。
●○○委員
　そうですね。ただ、たまに最低賃金すら下回って提案してきているところも、たまにあるので。これ、どうするのですかと聞くと、実際には、最低賃金以上にしますみたいな回答を得られることも、たまにあるので、それよりはよいとは思います。
●会長
　あとは、いかがですかね。
●○○委員
　○○委員の御質問にもあったのですが、例えば無料送迎サービスみたいなところで、考えてはいるのだけれども、具体的には、まだ詰まっていないみたいな提案があるわけですけれども、これって、どう考えればいいのですかね。やってくれるならプラスだと思うのですけれども。まさに、御質問されていましたけれども、具体的にどうするかが、かなり問題じゃないですか。実際、送迎専用の人員がいるわけでもないので、そこをどうするかは、今後考えますと言っていますけれども、送迎に出るということは、施設にはいないわけで、その場合、その時間、指定されている人員を満たせないわけですから、それ厳密には、補充しないとまずいんじゃないかとか、それ送迎なら大丈夫なのかとか、詰めないといけないと思いますし。そこで追加の人件費がかかるねとなったら、収支計算書がまた変わってくると思うのですけれども、そういう、やろうと思っているけれども、厳密に詰まっていないから、収支には反映されていないとかいうような話は、どう採点すればいいの

ですかね。

●事務局

団体さんにも注意事項で申し上げているのですけれども、基本的には、この事業計画書と収支計算書の内容を説明してくださいということで、何かそういったことを考えているというアピールにはなるのかもしれないですけれども、実際は、ここの提出された資料を基に審査をしていただければと思います。そういうふうなことで注意事項を申し上げて、プレゼンやっていただいているので、評価するのに資料がないのでできないということですので、そこは、ここの資料をベースで御判断いただければと思います。

●○○委員

あとは、私の最後の質問にもありましたけれども、緊急時の対応として、キッチンカーの火災の話がありましたけれども、その後、何か改善したのかというのについては、反省しているというだけの回答だったので、具体的な改善はないという点は、評価に反映したほうがいいのかなと思いますという点です。

私からは以上になります。

●会長

何かありますでしょうか。いいですかね。

では、採点のほうに入りたいと思います。

●事務局

それでは、これから事務局で集計を行いますので、休憩をお願いいたします。この時計で４時まで休憩をお願いいたします。

（休憩）

●会長

それでは、集計結果が取りまとまったようですので、事務局から報告をお願いします。

●事務局

事務局から、審査結果について報告させていただきます。

申請団体の社会福祉法人白井市社会福祉協議会については、総評価点数が555.6点で、13番の部分については32点ということですので、１人５点以上の30点を超えております。

サービス等の評価点は488点となっており、こちらも最低評価基準点360点以上となっており、合格になります。

以上となります。

●会長

--- 選定理由の確認及び協議 ---

（協議の結果、決定された選定理由）

・ 複合施設である点を活かして施設間連携を意識した運営方針が提案されていること。

・ 施設の設置目的をよく理解した上で、世代間交流の視点も踏まえた提案がなされており、市民サービスの向上が期待できること。

・ 自主事業として、利用者ニーズを把握した上で、利用者の要望をサービスの改善に繋げる提案がみられること。

●会長

では、こちらの３点を選定理由とした上で、答申として決定してよろしいでしょうか。

●

はい。

●会長

ありがとうございました。

それでは、議題２、白井市福祉センターの指定管理者の候補者の選定及び答申について、候補者及び答申内容が決定いたしましたので、議題２を終了したいと思います。

次第に従いまして、４、その他、事務局から何かありますでしょうか。

●事務局

--- 今後のスケジュールの説明 ---

次に、桜台センターの指定管理者につきまして御報告がございます。

--- 改善指示についての報告 ---

●会長

では、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和７年度第３回白井市指定管理者選定審査会を閉会といたします。お疲れさまでした。